

第2学年対象「主権者教育講演会」

3月2日（水）7時限に、2年生を対象とした主権者教育講演会を本校講堂で行いました。平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、選挙権を有する者の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、高等学校における主権者教育のより一層の充実が求められています。

昨年12月には選挙管理委員会の方による出前授業を行いました。今回は本校教諭が自作のパワーポイントを活用して実施しました。主権者学習の意義、公職選挙法改正の内容、選挙運動の種類等を説明した後、17歳と18歳が混在することになる次学年を想定した問題を出題し、生徒同士が話し合いをしました。解答は代表生徒が理由も含めて発表しました。また、学校における選挙運動や政治活動、放課後や休日等における学校外での選挙運動や政治活動についても深く学習しました。今後、高校生として政治的教養を身につける必要性や政治的関心を持つ重要性を考える講演会になりました。

